

## 「大規模災害時の幕張ベイタウンの協力体制について」

2013年2月

防災委員会

幕張ベイタウン地区に、大地震（震度6弱以上を目安にしています）などの大規模災害が起きて、各番街・街区を超えて、ベイタウンの街全体が連絡・協力し合う必要が生じた場合の協力体制（幕張ベイタウン防災組織）について整理しました。大規模災害に備え、各番街・街区の住民組織役員と一般の住民の方に、あらかじめ、読んで理解しておいていただきたいと思います。

### 1 地震発生直後

まず各番街・街区内が落ち着くことが重要です。

（1）まず、各自の身の安全を確保しましょう。また火事を起こさないように火の元には十分注意しましょう。

（2）次に、各番街・街区内で、協力し合って、初期消火、救出・救護や被害の確認に努めましょう。

### 2 ベイタウン災害対策組織の立ち上げ

ベイタウンの街全体が連絡・協力し合うために、（自治会連合会のもとに、）臨時に、幕張ベイタウン災害対策組織を作ります。組織は、本部と中学校と3小学校の4支部（避難所開設後設置）からなります。

（1）災害対策組織の本部は、幕張ベイタウン・コアに置きます（コアが被災して使用できない場合の第二候補は、打瀬小学校（防災用井戸・倉庫があります））。

（2）打瀬中、打瀬小、海浜打瀬小、美浜打瀬小に避難所の開設が必要となった際には、それぞれ避難所運営自治会を組織し、災害対策組織の支部とします。

（3）大地震（震度6弱以上を目安）などの大規模災害が起きた場合には、それぞれの番街・街区が落ち着いたら、コア正面入り口に、自治会連合役員と各番街・街区の応援者は集まってください。

### 3 ベイタウン防災組織の構成

#### 【平常時の防災活動】

幕張ベイタウンの防災活動は、平常時においては自治会連合会の下部組織として構成される防災委員会にて、会則に則りベイタウン全体に関わる防災から、各街区の防災などについて情報交換や問題解決に取り組みます。

避難所運営委員会の設置について・・・ベイタウンには千葉市指定の避難所が5か所（ベイタウンコア、打瀬中学校、打瀬小学校、海浜打瀬小学校、美浜打瀬小学校）あります。これらの避難所のうち、コアは避難所体制の本部として位置づけ、各4学校については学区に基づいた各街区に避難所を割り振りました。（避難所割り振り資料参照）

これらの学校を前提とした避難所にそれぞれ避難所運営委員会を設置し、「避難所運営規約」に基づき、また「避難所運営要綱」や「避難所運営基本ルール」など災害時の事前協

議を重ねながら、避難者にすぐ適応できるように大規模災害発生時の対応についての備えを日頃より行います。なお、避難所運営委員会は避難所の対象街区が協議のうえ幹事街区を決め持ち回りで分担します。

#### 【大規模災害発生時の体制】

大地震（震度6弱以上を目安にしています）などの大規模災害が起きて、ベイトウン全体で被災に対しての災害対策本部の立ち上げについての手順は以下のとおりです。

（1）災害対策本部の本部長は、自治会連合会長が務めます。本部長は、組織の立ち上げをはじめ、組織の活動に関することを決めるとともに、組織を代表します。

（2）自治会連合会長が、不在・事故等で本部長を務められない場合には、副会長が代行します。副会長もいない場合には、連合会役員で本部長を選出します。

（3）災害対策本部は、連合会役員、常設委員長、特別委員長とともに、自治会連合会加盟・未加盟を問わず、各番街・街区から2名以上の応援で、本部を作ります。

（4）平日日中など、役員がほとんど不在で自治会連合会が機能しない時には、機能するまでの間は、地域の社会福祉協議会の代表者を本部長代行として、社会福祉協議会員、民生児童委員などのボランティアを中心に、災害対策本部を立ち上げます。

（5）防災活動を行う住民組織（自主防災組織、自治会、管理組合）がない番街・街区は、大規模災害発生時に有志で臨時に住民組織を立ち上げましょう。

#### 4 ベイトウン防災組織の活動

防災活動は、住民に身近な各番街・街区の住民組織が行うのが基本です。ベイトウン防災組織は、平常時の防災委員会ならびに各避難所運営委員会、大規模災害発生時の災害対策本部ならびに各避難所運営自治会はベイトウン全体の連絡役と情報拠点になります。各番街・街区には、ベイトウン全体の助け合いの精神から、ベイトウン防災組織の活動、大規模災害発生時の緊急体制に協力をお願いします。また、ベイトウン内及び近隣の商店・医療機関にも協力をお願いします。

##### （1）大規模災害時のベイトウン全体の被害状況の把握・整理

ベイトウン全体の被害状況を常に集約・整理し、行政・住民への提供が可能になるようにします。

##### （2）行政との連絡窓口

対策本部はベイトウン全体を代表して、行政との連絡窓口になります。配給が必要な食料・水量などの情報は、避難所毎に報告します（後述）。

##### （3）番街・街区間で相互に必要な支援の調整

被害が大きく初期消火や救出・救護などへの他からの応援が必要な番街・街区に対し、近隣の番街・街区からの支援を要請・調整します。

（4）その他、各番街・街区単独でやるよりも、複数の番街・街区が連携して、あるいは、ベイトウン全体として対応した方がいい活動の中核になります。防災組織の活動の詳細については、連合会長（本部長）が決めます（避難所にあつては支部長が決めます）。

## 5 避難所運営自治会の設置（避難所の開設）

平成 25 年避難所運営委員会設立に際して、各番街・街区ごとに指定している避難所（小中学校、公民館）が開設された時は、避難所生活者の自治組織として、災害対策組織の支部として避難所運営自治会を開設します。避難所が開設されてからは、別に定める「避難所運営要綱」および「避難所運営基本ルール」に則り、避難所単位の活動と本部との連携が中心になります。

（１）各避難所における災害対策支部長（避難所運営自治会長）は、避難所生活者のなかから互選で決定します。

（２）支部長は、支部長を補佐するための支部員数名を指名します。避難所が開設されたら、本部員は少数で、支部員を厚くします。支部員には、要綱に則り役割分担をして避難所に避難している住民にも入ってもらいます。

（３）支部長と支部員は、住民を代表して、避難所の管理責任者の運営に協力します。

## 6 被害状況の把握と報告

行政からの水・食料などの配給は避難所単位なので、被害状況は避難所毎に把握し、本部と連携をとりながら区役所に報告します。

（１）避難所の支部長は、避難所に避難している人の情報を含め、その避難所を指定している各番街・街区の被害状況を収集・整理し、その合計を避難所の管理責任者を通じて、美浜区役所（区の防災本部）に報告します。

（２）区役所に報告した情報は、本部にも報告し、ベイタウン全体として集約します。

（３）被害状況として報告する最低限必要な情報は、被災者数、負傷者数、配給が必要となる食料・水量です。

（４）各番街・街区の住民自主防災組織は、避難せずに番街・街区内にとどまっている人の被害状況を調べて、避難所として指定している避難所の支部長に報告します。避難所に避難している人の情報は、避難所でまとめます。

## 7 日頃の備え

防災は日頃の備えが大事です。災害時には、すぐには、行政による支援や配給は来ないものと考え、必要な備えに務めましょう。

（１）各家庭においては、役所や自主防災組織から配布される防災マニュアル、インターネットなどの情報を読んでおくとともに、必要とされる水・食料の備蓄に務めましょう。

（２）各番街・街区においては、自主防災組織を作り、防災マニュアルの作成・配布や防災訓練の実施、災害時の連絡体制の整備などを進めましょう。また、避難所を決めて、住民に広報しておきましょう。